

Q1 加入要件は。

尼崎市に住民票があり、以下の3つの条件をすべて満たす方です。

- (1) 尼崎市「認知症みんなで支える SOS ネットワーク」の登録者
- (2) 在宅生活者
- (3) 日常生活に支障をきたすような認知症状等が一定見られ、自身で外出が可能な方（※1）

※1 介護保険における認定調査票または主治医意見書から
 「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」かつ
 「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A又はB」と確認できる方

Q2 「認知症みんなで支える SOS ネットワーク」とは。

認知症などにより行方不明になる心配のある方が、事前に本人の特徴や連絡先、写真などを登録しておく制度です。行方不明時、事前登録していた情報をもとに、市役所から協力機関へ発見協力依頼を行います。

Q3 「認知症みんなで支える SOS ネットワーク」に必ず登録しなければならないのか。

本事業は認知症の人及びその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境を整備することを目的としているため、万が一行方不明になった際に、より多くの人目を探すことのできるよう「認知症みんなで支える SOS ネットワーク」への加入をお願いしています。

Q4 過去に「認知症みんなで支える SOS ネットワーク」に加入していたが、脱退した人は加入できないのか。

脱退した方については、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターで、再度「認知症みんなで支える SOS ネットワーク」の加入申請をしていただきます。「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の加入申請については同書面内で行います。

尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険に関する Q&A

Q5 「在宅生活者」とは具体的にはどのような基準か。

以下の施設で生活している方は、「施設入所者」として保険に加入できません。

①介護保険サービスにおける施設サービスを利用する者及び居住系サービスを利用する者

- ・施設サービス = 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設
- ・居住系サービス = 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等の一部）

②病院・診療所または社会福祉施設等にて長期に入院・入所しているなど①に準ずる方

ご自身の生活している施設が上記に該当するか否かご不明な場合、施設の職員の方にご確認ください。

Q6 病気・診療所または社会福祉施設等で長期に入院・入所している状態とは。

2か月以上、継続して入院・入所をしている状態を指します。

Q7 加入要件に該当しているか、事前に確認する方法はあるか。

市の担当課やお住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。確認の上、後日ご連絡いたします。

Q8 加入申請の結果を確認する方法は。

加入要件に該当しない方には、市からお知らせを送付します。加入要件に該当する方については、市で加入手続きを進めます。後日、保険会社から送付される加入者証をご確認ください。

Q9 加入者証はどこに届くのか。

「認知症みんなで支える SOS ネットワーク」事前登録時にご指定いただいた重要書類送付先宛にお送りいたします。

尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険に関する Q&A

Q10 保険はいつから適用開始となるのか。

加入者証の到着日にかかわらず、地域包括支援センターで加入申請書を受け付けた日となります。ただし、加入申請時に要介護・要支援の認定申請中の方については、保険適用開始日は要介護・要支援の認定日となります。

Q11 保険料はかかるのか。

保険料は市が負担するため不要です。

Q12 保険内容は。

保険金額：上限 1 億円（自己負担額なし）

補償の対象となるのは例えば以下の場合です。

- (1) 被害者への治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料等
- (2) 財物の修理代等
- (3) 裁判になった時の訴訟費用等
- (4) 線路への立ち入り等で電車等を運行不能にさせてしまった際の遅延損害等

Q13 万が一事故を起こしてしまった場合、どこに連絡すれば良いか。

保険会社指定の事故受付窓口 三井住友海上事故受付センター（電話番号：0120-258-189）に連絡をしてください。24 時間 365 日受付が可能です。

Q14 事故の相手方との示談交渉等はどのように進めれば良いか。

示談交渉サービスが付帯しているため、前項の事故受付窓口へ相談してください。

Q15 保険の更新はどのようにすればよいのか。

おおむね1年ごとに、重要書類等送付先の方に対して、「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」の事前登録継続意向確認書を送付します。保険契約の更新意向についても、同書面内で確認させていただきます。万が一、事前登録継続意向確認書に対して、3年連続でご返信がない場合、登録継続意向なしと判断し、尼崎市が「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」及び「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の登録取消し手続きを行います。

尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険に関する Q&A

Q16 申請内容に変更があった場合や、市外への転出や施設への入所などにより、保険の加入要件に該当しなくなった場合はどのように手続きをすれば良いか。

申請を受け付けた地域包括支援センターに「尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険（変更・脱退届）」で報告してください。なお、脱退手続きがなくても、加入要件に該当しなくなったことを市役所が確認した場合は、保険登録を抹消することがあります。（保険登録抹消となった際は市からお知らせを送付いたします。）

Q17 問合せ先は。

問合せ先は下記の通りです。

（１）加入手続き等について

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターまたは尼崎市包括支援担当

①地域包括支援センター

地域包括支援センター	TEL(局番 06)	FAX(局番 06)	地域包括支援センター	TEL(局番 06)	FAX(局番 06)
中央東	4868-8300	4868-8303	立花南	6428-7112	6423-0130
中央西	6430-5615	6430-7720	立花北	6422-3333	6422-0025
小田南	6488-0180	6488-0190	武庫東	4962-5308	4962-5309
小田北	6498-5111	6492-1100	武庫西	6438-3955	6438-3956
大庄南	6417-0125	4950-4715	園田南	6494-8087	6494-8086
大庄北	6430-0511	6430-0512	園田北	6498-0826	6498-0909

②尼崎市包括支援担当 認知症・介護予防担当

電話番号：06-6489-6356、FAX 番号：06-6489-6528

E-mail：ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

（２）事故受付

MSK 安心ステーション株式会社

電話番号：0120-258-189（24 時間 365 日受付）